

議第92号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。）が18日」を「含む。第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項及び第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第2項」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「山形県職員等に対する退職手当支給条例」を「同条例」に改める。

附則第4項中「新条例」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例」に改める。

提 案 理 由

国家公務員の退職手当の改正措置に準じ、会計年度任用職員の退職手当の支給要件等について所要の措置を講ずるため提案するものである。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ(イ)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号ロ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（及び「この号及び同条において」を削り、「がする」を「が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする」に、「日）」を「日。以下このロにおいて同じ。））」に、「者に限る。）」を「非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改め、同号ハ中「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改める。

第2条の3第3号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中ロをハとし、同号イ中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2

号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員等であって、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる非常勤職員の範囲を拡大する等のため提案するものである。

## 議第94号

### 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

#### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第379号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第379号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第384号の3の2中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第384号の3の3中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同項第403号中「若しくは第68条の69第3項第5号イ」を削り、同項第404号中「若しくは第68条の69第3項第6号」を削り、同項第425号中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第426号中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項第427号中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項第427号の3から第427号の9までを削り、同項第430号中「及び第4項」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第5号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料及び同項第6号に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

教育職員免許法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第95号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第12号中「、第5項及び第6項」を「及び第5項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第96号

山形県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

山形県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県建築基準条例の一部を改正する条例

山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第45条の3中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第97号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「89,320キロワット」を「89,820キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

電気事業の用に供する水力発電所の合計最大出力を変更するため提案するものである。